

## 富津市公告第2号

一般競争入札（公有財産の売却）の実施にかかる公告について  
次のとおり公告する。

平成31年1月15日

富津市長 高橋 恭市

### 1 一般競争入札に付する売却物件

区分 番号	名称等	概要	予定価格	入札保証金
車両（消） 30-2	高規格救急 車	初年度登録：平成15年2月 車検満了日：平成31年2月17日 排気量（L）：3.37L 走行距離（Km）：305,887km	150,000円	15,000円

備考 走行距離は平成30年12月28日時点

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当しない者
- (2) 富津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守できること。

### 3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

#### (1) 参加仮申込み

入札参加希望者は、平成31年1月15日（火）13時から平成31年2月1日（金）14時までに、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下、「売却システム」という。）により参加の仮申込み手続きを行うこと。

#### (2) 参加申込み（本申込み）

書類等の提出は原則不要とする。ただし、参加申し込みの審査のため、富津市が本人確認等の書類の提出を要求した場合は、当該書類を指定する期日までに提出すること。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、富津市が定めた入札保証金を物件ごとに予定価格（最低売却価格）の100分の10以上（円未満切り上げ）の入札保証金の納付をすること。
- (2) 入札保証金はクレジットカードによる納付のみとする。仮申込み時にカード情報を登録すること。
- (3) 入札保証金は、落札者を除き入札期間終了後に返還する。
- (4) 還付する入札保証金には、利息は付さない。
- (5) 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

#### 5 下見会

物件の下見会は下記のとおりとする。下見希望者は、事前に下記連絡先へ電話にて予約すること。

連絡先 富津市消防本部総務予防課総務係 0439(88)6402

(土、日、祝日を除く8時30分から17時まで)

物件番号	下見会実施日時	場所
車両（消） 30-2	平成31年1月25日（金） 9時から16時まで	富津市消防本部

※下見会では物件の試運転等はできない。なお、下見会に参加しなくても入札に参加することができるが、各事項はすべて了知されているものとみなす。

#### 6 入札方法

- (1) 入札期間  
平成31年2月18日（月）13時から  
平成31年2月25日（月）13時まで
- (2) 場所  
売却システム上

(Yahoo!オークション上の富津市トップページURL)

[http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k\\_chi\\_futtsu\\_city](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_chi_futtsu_city)

(3) 入札参加上の注意

入札価格の登録は、一度しか行うことができない。また一度行った入札は、入札参加者の都合による取り消しや変更は行うことができない。

7 開札及び落札者の決定方法

- (1) 平成 31 年 2 月 25 日 (月) 13 時から、売却システム上で開札する。
- (2) 予定価格以上で、かつ最高価格で入札した者を落札者とする。
- (3) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ (自動抽選) で落札者を決定する。

8 契約の締結

- (1) 富津市から落札者へ、落札者として決定した旨を連絡し、契約書類を郵送する。
- (2) 落札者は郵送された契約書類に記名および押印し、下記の書類を添付のうえ契約締結期日までに返送すること。
  - ・個人の場合は、住民票抄本 (3ヶ月以内に発行されたもの)
  - ・法人の場合は、商業登記簿謄本 (3ヶ月以内に発行されたもの)
- (3) 落札者は平成 31 年 3 月 6 日 (金) 17 時までに契約を締結しなければならない。落札者が契約締結期日までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。この場合、契約保証金は返還しない。

9 契約保証金

- (1) 落札者は、売買契約の締結をする際に、予定価格 (最低売却価格) の 100 分の 10 以上 (円未満切り上げ) の契約保証金の納付が必要となるが、すでに納付済みの入札保証金を契約保証金に充当するので、別途契約保証金を納入しない。
- (2) 契約保証金には、利息を付さない。
- (3) 契約保証金は、売払代金の一部として全額を充当する。

## 1 0 売払代金

- (1) 売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金を差し引いた額とする。
- (2) 落札者は、売払代金の残額を富津市が発行する納入通知書により平成 31 年 3 月 11 日（月）14 時 30 分までに一括納付すること。
- (3) 売買代金を納付すると金融機関から領収書を押印した納入通知書兼領収書が返却されるので、その領収書の写しを平成 31 年 3 月 11 日（月）16 時 30 分までに持参又は F A X により富津市消防本部総務予防課総務係へ提出すること。
- (4) 売払代金の納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しない。

## 1 1 売払物件の引渡し

- (1) 売払物件の所有権は、売払代金の納付が完了した後に、現状のまま引き渡すものとする。
- (2) 売払代金完納後すぐに売払物件の引き取りができない場合は、保管依頼書（富津市のホームページからダウンロードすること）を売払代金納付期限までに提出すること。
- (3) 引渡し後に発生した不具合、故障及び発見された傷等について、富津市は一切の責任を負わない。

## 1 2 所有権の移転

- (1) 売払物件の所有権は、売払代金を完納したときに移転する。
- (2) 売払物件の売払代金完納後の引渡し及び権利移転に伴う費用は、落札者の負担とする。
- (3) 落札者は、登録等が必要な落札物件においては、その物件の移転登録前にその物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。
- (4) 売払物件の引渡しは富津市の指定した場所での直接引渡しになるため、仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備すること。なお、それらにかかる一切の費用は落札者の負担とする。
- (5) 落札者は売払物件の引渡しを受けた後、車体には書かれている「富津市消防本部」

等の車体名称を消去のうえ、指定する期日までに消去後の写真を富津市消防本部総務予防課宛てに送付すること。

- (6) 富津市より落札者に「登録識別情報等通知書」及び「譲渡証明書」を交付するので、落札者により所有者移転登録（名義変更）又は所有者変更記録申請の手続きを行なうこと。なお、手続きにかかる一切の費用は落札者の負担とする。

### 1 3 その他

- (1) 2において示した入札への参加が認められない者の行った入札及び富津市インターネット公有財産売却ガイドラインに示した無効な入札に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札物件その他入札等に関する事項について不明な点がある場合は、下記に連絡すること。

〒293-0006

千葉県富津市下飯野 2509 番地 1

富津市消防本部総務予防課総務係

電話 0439(88)6402

F A X 0439(88)6500

富津市ホームページ <http://www.city.futtsu.chiba.jp/top.html>